

宮島エコツアーリズム推進全体構想

2020（令和2）年9月

宮島エコツアーリズム推進協議会

目 次

1. エコツーリズムを推進する地域	1
1.1 推進の目的及び方針	1
1.1.1 推進の背景と目的	1
1.1.2 推進に当たっての現状と課題	2
1.1.3 推進の基本的な方針	2
1.2 推進する地域	3
1.2.1 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方	3
1.2.2 推進地域のゾーニング（区分け）の考え方	3
2. 対象となる自然観光資源	4
2.1 宮島エコツーリズムの自然観光資源	4
2.1.1 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	5
2.1.2 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	10
2.2 その他の観光資源の名称と所在地など	15
3. エコツーリズムの実施の方法	23
3.1 ルール	23
3.1.1 ルールによって保護・維持・向上する対象	23
3.1.2 ルールの内容及び設定理由	23
3.1.3 ルールを適用する区域	27
3.1.4 ルールの適用に当たっての実効性確保の方法	27
3.2 ガイダンス及びプログラム	28
3.2.1 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方	28
3.2.2 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容	28
3.2.3 実施される場所	29
3.2.4 プログラムの実施主体	30
3.2.5 プログラムのモニタリングと改善	30
3.3 モニタリング及び評価	30
3.3.1 モニタリングの対象と方法	30
3.3.2 モニタリングに当たっての各主体の役割	32
3.3.3 評価の方法	32
3.3.4 有識者や専門家の関与の方法	32
3.3.5 モニタリング及び評価の結果の反映の方法	32
3.4 その他	33
3.4.1 主な情報提供の方法	33
3.4.2 エコツーリズムに関わる人々の育成又は研鑽の方法	33
3.4.3 エコツーリズムに関わる人々の間の調整、新規参入事業者への対応	34
3.4.4 関係団体との連携	34

4. 自然観光資源の保護及び育成	35
4.1 利用の制限が必要な特定自然観光資源について	35
4.2 その他の自然観光資源の保護及び育成の措置	35
4.2.1 自然観光資源の保護及び育成の方法	35
4.2.2 自然観光資源に関する主な法令及び計画など	35
5. 協議会の参加主体（2019（平成31）年1月現在）	37
5.1 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担	37
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	39
6.1 環境教育の場としての活用と普及啓発	39
6.1.1 地域住民に対する普及啓発の方法	39
6.1.2 環境教育の推進	39
6.1.3 案内（ガイダンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点	39
6.2 他の法令や計画等との関係及び整合性	40
6.3 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和	41
6.4 地域の生活や習わしに対する配慮	41
6.5 安全管理	42
6.6 全体構想の公表	42
6.7 全体構想の見直し	42

1. エコツーリズムを推進する地域

1.1 推進の目的及び方針

1.1.1 推進の背景と目的

廿日市市は、広島県の西部に位置し、大別して沿岸部の廿日市地域及び大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域から成り、総面積は489.48km²です。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ裾野を有し、豊かな自然に恵まれています。

沿岸部はなだらかな丘陵とその背後に山地が連なり、極楽寺山等とその尾根が北及び西に連なり大竹市まで続いており、それに沿って平坦地や緩傾斜地が形成されています。特に、瀬戸内海に浮かぶ「宮島」は、廿日市市における圧倒的な存在感を有するランドマークであるとともに、「厳島神社」をはじめとする建造物群と前面の海、背後の瀨山原始林はユネスコの世界遺産に登録され、廿日市市の観光の拠点となっています。内陸部は、標高200m以上で北東から北西にかけて大峯山など1,000m級の山々が連なり、内部は600m～700mの山々が複雑に分布しています。これらの間を小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されています。

観光資源としては、世界遺産である厳島神社を抱える宮島が最大の特徴であり、国内外から多くの観光客を集めている観光地として認知されています。本土側の沿岸部にはかつての西国街道の面影を残す社寺等の歴史文化資源があり、内陸部の佐伯地域には複数のスポーツ施設があります。また、吉和地域には冬期には九州地方からも集客があるスキー場があり、さらにもみのき森林公園等の森林レクリエーション資源が充実しています。また、瀬戸内海に面する宮浜温泉をはじめとして、沿岸部から西中国山地に至る市内各所には、複数の温泉施設が点在しています。

廿日市市の1989（平成元）年以降の総観光客及び宮島の来島者数は、芸予地震やアメリカでの同時多発テロ（9.11）のあった2001（平成13）年に最も少なくなっています。その後は増加傾向にあり、総観光客数は、2016（平成28）年に過去最多の821万人を記録し、広島県内でも広島市に次ぎ2番目に多くなっています。また、宮島の来島者数は、2017（平成29）年に過去最多の457万人を記録しています。

2015（平成27）年1月に策定された「廿日市市観光振興基本計画」では、将来に渡って持続可能な観光地として進むべき方向を定め、経済・雇用効果の増大、地域の活性化、ブランド力向上により「住んでよし、訪れてよし」として選ばれる地域を目指すこととされています。特に、宮島は廿日市市の観光の拠点であり、「自然と歴史文化の調和、信仰の島、それを尊重する人々の生活スタイルを継承する“一流の国際観光拠点”」として以下の基本方針が設定されています。

宮島は観光の質向上をめざし、その風土や文化を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進め、その取組を通じて宮島のブランド力を高めることにより“一流の国際観光拠点”を目指す。

【出典：廿日市市観光振興基本計画（2015（平成27）年1月）】

この方針は、エコツーリズムという手法を通じて実践可能であり、廿日市市では、エコツーリズムの実践団体や関係機関で構成される「宮島エコリズム推進協議会」が、2017（平成29）年4月に設立されました。

このたび、これらの取組をより効果的に進めるため、宮島の魅力である豊かな自然と歴史及び文化などの地域資源の保全を図りつつ、観光関連産業をはじめとした各産業の持続と活性化を推

進し、宮島のブランド力を高め、地域振興に資することを目的とし、エコツーリズム推進全体構想を策定することとしました。

1.1.2 推進に当たっての現状と課題

近年宮島では、年間 400 万人を超える来島者数を記録(2012(平成 24)年～2013(平成 25)年、2015(平成 27)年～2018(平成 30)年)しています。そのため、観光シーズンにはゴミやトイレなどの受け入れ環境面やロープウエーの混雑等において観光客の不満が顕在化しやすい現状があります。また、観光関連産業の担い手や、宮島の歴史・文化・風土を継承する人材の確保が不可欠となっています。

このような状況の中で、宮島でのエコツーリズムの推進に当たっては、以下の点に留意します。

○宮島は量的拡大よりも質の向上を目指します。

リピーターや富裕層など観光客の属性毎のニーズに対応し、満足度を高めるサービスの創出を図ります。表参道以外の歴史文化や自然、包ヶ浦自然公園等の施設を生かして、滞在時間の延長や閑散期における集客を迫及します。

○宮島は観光の担い手の定住と人材育成を進めます。

島外からの移住も含め、「信仰の島」としての宮島の自然環境、歴史、文化、風土を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進めます。

○宮島は“一流の国際観光拠点”を目指します。

我が国を代表する観光地としての評価を得ている宮島においては、宮島の自然環境、歴史、文化、風土を理解する観光の担い手を育て、質の高いサービス創出を図ることを通じてブランド力を高め、国際的に通用する“一流の国際観光拠点”の形成を目指します。また、同じく世界遺産を有する広島市等との連携により、都市のコンベンションと結びついたアフターコンベンションの場としての集客を図る取組を進めるとともに、歴史的節目となる時期には周年行事の開催とそれに合わせたプロモーションを行います。

1.1.3 推進の基本的な方針

前述したエコツーリズムの現状と課題に加え、廿日市市観光振興基本計画に掲げる「宮島は観光の質向上を目指し、その風土や文化を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進め、その取組を通じて宮島ブランド力を高めることにより“一流の国際観光拠点”を目指す」という基本方針のもと、自然の恵みを生かしたアクティビティやリラックスといった要素を充実させるために、次の3点を基本方針に定めます。

○守る

世界遺産を擁する宮島の自然を理解し、守り、未来へ継承します。

○活かす

美しい宮島の自然の恵みを活かし、持続的に発展させます。

○つなぐ

美しい宮島の自然を通して、本土側を含めた地域住民と訪れる人との交流の場を提供します。

1.2 推進する地域

1.2.1 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

推進地域は、宮島全域及び周囲の海域を対象とします。

宮島は、全島が国立公園（自然公園法）や、特別史跡・特別名勝（文化財保護法）に指定されており、また、海域からの景観も重要な要素となるため、推進地域の範囲には陸域だけでなく周辺の海域を含めます。

1.2.2 推進地域のゾーニング（区分け）の考え方

ゾーニングは行いません。

自然観光資源の存在状況や保全の状況、観光振興、地域振興の視点から、現段階でゾーニングを行って取組を進める意義と効果が少ないと考えられるためです。ただし、将来的にゾーニングを行うことでより効果的にエコツーリズムの推進が図られると判断される場合には、本構想の見直し時に検討します。



2. 対象となる自然観光資源

2.1 宮島エコツアーリズムの自然観光資源

エコツアーリズムにおいては、自然だけでなく、生活様式や文化の一部も対象となりますが、これらも自然と密接に関連しているため、エコツアーリズムの対象となる資源全般を「自然観光資源」とします。宮島には、地域内の自然を始め伝統的な文化など無数の自然観光資源があり、これらの資源に対して宮島の人々がその価値を認識することは、エコツアーリズムを推進する意義の一つと言えます。

このような視点も踏まえ、宮島エコツアーリズムの対象となる主な自然観光資源を以下の通り区分します。

大区分	区分
動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	動物 植生 植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 自然景観
自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	歴史資産 文化的景観 伝統文化 生活空間・風景 伝統産業

各自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生生物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後とも収集を進めていきます。ただし、希少種などに関する生息・生育場所等の情報については、攪乱（かくらん）や密猟・盗掘など、それらに対する生態破壊や環境破壊の防止のため、原則として本構想では記載しません。

2.1.1 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

区分	動物
細区分	ほ乳類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	本地域には、シカ、ニホンザル、アナグマ、タヌキ、イノシシなどが生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	シカが観光客の食べ物をねらって、市街地へ集中することで弊害が生じています。シカへの餌やりの禁止とゴミの管理を徹底し、廿日市市が行っている保護管理対策に弊害を生じないように注意する必要があります。

区分	動物
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	本地域には 136 種（留鳥 31 種、夏鳥 19 種、冬鳥 54 種、旅鳥 32 種）が確認され、そのうち島内では 43 種が繁殖しています。 代表的な種として、アオサギ、アオバズク、ウグイス、ウミネコ、エナガ、オオルリ、キビタキ、コゲラ、コサギ、コシアカツバメ、シジュウカラ、トラツグミ、ヤマガラ、ヤマドリ、ミサゴなどが生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	宮島に生息する鳥類観察を網羅したエコツアーも実施できます。観察に当たっては、生息環境の破壊などにつながらないように注意する必要があります。

区 分	動物
細区分	昆虫
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	本地域には、自然公園法の指定動物及び広島県条例の「特定野生生物種」に指定されている、環境省レッドリストの絶滅危惧 IA 類のミヤジマトンボが生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ミヤジマトンボは、世界で宮島と香港だけに生息する希少種です。宮島では、生息地が数カ所に局限され、個体数が少ないため絶滅が危惧されています。海浜の一部が 2012（平成 24）年にラムサール条約湿地に登録されたのは、本種の生息によるものです。生息環境の保全に努める必要があるため、生息地への立ち入りや場所の公表などはしないでください。本種の案内・解説に当たっては、パンフレット等（宮島とラムサール条約、ラムサール条約登録湿地宮島）や宮島水族館の企画展等を活用してください。

区分	動物
細区分	水生生物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	干潟や磯辺では、ハクセンシオオマネキ、ヒライソガニなどのカニ類、テッポウエビなどのエビ類、マテガイ、ヒザラガイ、オオヘビガイ、アラムシログイなどの貝類、ユビナガホンヤドカリ、アナジャコ、フナムシ、フジツボ類など様々な水生生物が観察されます。また、現地の特産品として、カキやアサリなども知られています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	宮島に生息する干潟や磯辺などの水生生物観察を網羅したエコツアーも実施できます。観察に当たっては、生息環境の破壊などにつながらないように注意する必要があります。

区分	植生
細区分	植物群落
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	山麓部の斜面には、クスノキ - クマノミズキ群落、大元公園や紅葉谷公園付近ではモミ - ミミズバイ群落が見られます。 これらの森林では、モミやクスノキ、カヤ、ミミズバイ、カンザブrouノキ、シキミ、アセビ、イヌガシ、シロダモ、タイミンタバナ、ホウロクイチゴ、ハスノハカズラ、イズセンリョウ、ヒメイタビ、キッコウハグマなどの植物が見られます。 海拔 300m より低い山地の斜面には、コジイ群落が発達しております。この森林では、ブナ科（コジイ、シリブカガン、アラカシ）、ツバキ科（ヤブツバキ、サカキ、ヒサカキ、モッコク）、クスノキ科（シロダモ、イヌガシ、ヤブニッケイ）、ハイノキ科（クロキ、クロバイ、ミミズバイ、カンザブrouノキ）、モクセイ科のネズミモチ、バラ科のカナメモチ、シキミ科のシキミなどの照葉樹が豊富です。また、サカキカズラ、テイカカズラ、マツブサ、ウラジロマタタビ、ミツバアケビ、サンカクヅルなどの木本性つる植物も多く見られ、林床には、ベニシダ類などの陰生植物が見られます。 海拔 300m 以上の山地の斜面には、モミーアカガシ群落が発達しております。この森林では、アカガシ、ウラジログシ、ツクバネガシ、ハイノキ、ミヤマシキミ、モミ、ツガ、カゴノキ、イヌガシ、シロダモ、ヤブニッケイ、シキミ、ソヨゴ、クロバイ、ヤブツバキ、ヒサカキ、サカキなどが見られます。林床には、ミヤマシキミ、サンヨウアオイ、ベニシダ類などの陰生植生が見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	宮島に生育する植物群落を網羅したエコツアーも実施できます。観察に当たっては、個体の生存や生育環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	植物
細区分	宮島の代表的な植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○宮島の代表的な植物 アセビ、イヌガシ、コウヤミズキ、シキミ、ヤマザクラ、クロキ、アカマツ、クロバイ、サカキカズラ、テイカカズラ、イワタイゲキ、ヒメユズリハ、ハウロクイチゴ、ヤマボウシ、ソヨゴ、サカキ、カギカズラ、トキワガキ、シャシチャンボ、トサムラサキ、カンコノキ、ミミズバイ、ハマゴウ、ヤマモガシ、カンザブrouノキ、シロダモ、ヤブツバキなどが生育しています。 ○本土側と異なる植物 本土に近いにもかかわらず、植物の種類が本土側とは大きく異なります。 オオカグマ、カギカズラ、カンコノキ、カンザブrouノキ、コケセンボンギク、コテリハキンバイ、コバンモチ、シロバイ、シバナ、ヒメハシゴシダ、ヒナノシャクジョウ、ホウライカズラ、ハウロクイチゴ、ホンゴソウ、マツバラシ、ミヤジマシモツケ、ミミズバイ、モロコシソウ、ヤマモガシなどが生育しています。 ○分布の上で貴重な植物 暖かいところに生育する植物と、寒いところに生育する植物が共存しています。また、宮島付近を北限にする植物や広島県では宮島以外ではほとんど見られない植物が生育しています。 ヤマモガシ、コバンモチ、タイミンタチバナ、モロコシソウ、ハスノハカズラ、ナンゴクウラシマソウ、ハウロクイチゴ、ヒメハシゴシダ、オオカグマなどが生育しています。また、ホンゴソウ、ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウなどの腐生植物も生育しています。 ○動物への耐性をもつ植物 動物からの採食圧に耐えたり、食べられないようなくみをもつ植物が見られます。 カンコノキ、ハウロクイチゴ、アセビ、シキミ、シバナなどが生育しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	宮島に生育する植物を網羅したエコツアーも実施できます。観察に当たっては、個体の生存や生育環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	植物
細区分	海浜植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	海岸の砂浜や断崖部にイワタイゲキ、ベニバナボロギク、コシダ、ヒトモトススキ、ホソバノハマアカザなどが生育しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	宮島に生育する海浜植物を網羅したエコツアーも実施できます。観察に当たっては、個体の生存や生育環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	浦々の地形
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	宮島の海岸で、浦（浅い入れ江を伴った砂浜海岸）や崎（海食台の岩石海岸）など、自然の変化に富む海岸景観を有する自然地形です。「御島巡式」は浦々に鎮座する神社を海上から参拝し、こうした地形に霊威を体感できる儀式です。日々繰り返される自然の営みを示す自然地形や植生があります。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	観光協会が不定期に実施する観光ツアーを通じて、宮島沿岸部の自然地形や植生の観察が行われています。観察に当たっては、海上において学識経験者等による解説が行われています。

区分	地形・地質
細区分	湿地
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	宮島の沿岸域には、多々良潟など「潮汐湿地」と呼ばれる特殊な環境があります。そこは海と流路でつながり、満潮時には海水が流入して汽水域となり、干潮時には干潟が出現し、後背林から供給される淡水が表面を流れています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	観光協会が随時実施する観光ツアーを通じて、干潟、湿地に関する自然地形の観察が行われています。観察に当たっては、ガイドによる解説が行われています。

区分	地形・地質
細区分	岩
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	大聖院から弥山山頂に至る登山道の途中には、大聖院横の河底の巨石群、御幸石、幕岩、賽の河原、甌穴岩、船岩、干満岩などがあり、独特の景観を形成しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山客を中心に、登山ルート沿道に位置する自然地形の観察が行われています。観察に当たっては、毀損・欠損など自然環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	滝
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	白糸川には、仁王門方面からと弥山山頂方面からの2つの谷川が合流した下流域に白糸の滝があります。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山客を中心に、登山ルート沿道に位置する自然地形の観察が行われています。観察に当たっては、ゴミの投げ込みなど自然環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	地形・地質
細区分	山
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	宮島は、約6,000年前に瀬戸内海ができたとき、対岸と分離して島になったとされています。宮島の最高峰の弥山は535m、駒ヶ林は506m、岩船岳は466.6mです。古来から霊威が感じられるとされ、島全体が信仰の対象となっています。1992（平成8）年12月に厳島神社が世界遺産に登録された際は、厳島神社の前面の海域と背後の瀨山原始林（国天然記念物）が含まれました。弥山は、2004（平成16）年に登山家岩崎元郎氏が発表した「新・日本百名山」にも選ばれています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山や眺望点として利用されています。 登山者による被害（木への刻印、植物の持ち帰りや岩石の移動、非正規登山ルートへの侵入）が発生しています。 登山者は、登山道以外の場所に立ち入らず、地域外へ植物を持ち出さないことや、樹木の根元を踏み固めに注意が必要です。 冬場において、登山者は軽装での入山を控えることが重要です。 また、登山道の維持管理や標識の整備も課題です。

区分	自然景観
細区分	自然的な資源
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	宮島の主な自然的な景観資源として次のものがあります。 弥山、岩船岳、駒ヶ林、駒ヶ林の大岩壁、弥山の巨石群、白糸川、紅葉谷川、自然海岸、瀨山原始林、アカマツ林、包ヶ浦の塩生湿地、多々良潟の塩湿地植生、小なきり谷のヒトモトススキ群落、厳島神社・大元公園周辺のサクラ・モミジ、紅葉谷公園のモミジ、アセビ、大願寺の九本松
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	観光客全般に、自然的な資源の観察が行われ、一部ではガイドによる解説が行われています。観察に当たっては、毀損・欠損・植物の持ち出しなど自然環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

2.1.2 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

区分	文化的景観
細区分	生活・産業的な資源
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	宮島の生活・産業的な景観として次のものが挙げられます。 カキ打ち場と漁港、カキ筏、表参道商店街
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地域の生活・産業と深い関わりを持った景観です。観光に当たっては、ゴミのポイ捨てや立入禁止区域の立ち入りなど生活環境に悪影響を与えない配慮が必要です。

区分	伝統文化
細区分	芸能
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○厳島神社で現在舞われている舞曲 宮島に伝来したのは平安時代末期、平清盛によってもたらされたと考えられています。社殿に舞台や楽房が設けられ、絶えることなく現在まで継承されています。舞曲は、振鉾、萬歳楽、延喜楽、太平楽、狛鉾、胡徳楽、蘭陵王、納曹利、甘州、林歌、抜頭、還城楽、桃李花、賀殿、一曲、蘇利古、散手、貴徳、長慶子となっています。 ○桃花祭御神能 桃花祭の法楽として4月16日から3日間にわたって行われる神能は江戸時代からの形式をそのまま継承し、初日と2日目は最初に「翁」が演能され、3日間とも五番能が演じられています。 ○御松囃神能 1月2日に厳島神社本社祓殿で、桃花祭御神能関係者により「御松囃」が演じられています。 ○宮島踊り 8月中旬に御笠浜で踊られる伝統的な踊りです。1578年に伊予国北条の地頭多賀江氏が祭儀中の厳島神社に乱入し、民家に放火するなど乱暴を繰り返し、折からの風雨のために溺死しました。その後、多賀江氏の亡霊が島の周辺で船舶の航行を妨害したので、慰霊のために当時流行っていた念仏踊で供養したといわれ、これが起源となって宮島踊りが始まったと伝えられています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地域の歴史と深い関わりを持って紡がれてきた経緯を感じることができる伝統文化です。

区分	伝統文化
細区分	祭りと行事
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○百手祭 1月20日に大元神社で行われる御弓神事です。一手2本の矢を百手(200本)射る御弓始の儀式が由来といわれています。 ○節分 各家の入口に邪気払いのために「たわらくい」を掛けておきます。「たわらくい」とはタラの小枝にヒイラギの葉を巻き付けたもので、その刺で邪気が家に入るのを防ぐといわれています。 ○宮島かき祭り 宮島の特産である「かき」が一番おいしい2月に、毎年開催されている盛大な祭りです。広島県で一番最初に始めたのが「宮島かき祭り」で1985(昭和60)年に第1回が開催されました。 ○清盛神社祭 社殿造営に尽力した平清盛の功績を称え、戦後の新たな宮島の再出発を願って1952(昭和27)年に始まりました。毎年清盛の命日である3月20日前後に開催されます。 ○桃花祭 桃花祭は室町時代に桃の花を厳島神社に供えたのが始まりと伝えられ4月15日夜の桃花祭神事と舞楽に引き続いて、16日から3日間、厳島神社能舞台で「神能」が行われます。 ○端午の節句 旧暦の5月5日は端午の節句で、対岸の地御前神社では例祭が行われています。この日、各家では子供の健やかな成長を願い、家の軒先に菖蒲と蓬をあげ、夜になると、菖蒲を風呂に入れて菖蒲湯にしたといわれています。 ○御島巡おしまめぐり(廻)しき式・御鳥喰おとぐいしき式 「御島巡り」は、早朝、神職の乗る御師船に従って船で出発し、浦々に鎮まる厳島神社の末社を巡拝するもので、最も重要な儀式は、養父崎神社で行われる「御鳥喰式」です。「御島巡り」は、厳島神社の姫神が鎮座の場所を探し、浦々を巡ったことをちなむ行事です。 ○管絃祭 旧暦6月17日の夕刻から行われる宮島を代表する海の祭りです。この管絃祭は、平清盛が当時都で盛んに行われていた管絃を奏でる遊樂を宮島に移したのが始まりといわれています。

区分	伝統文化
細区分	祭りと行事
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○居管絃 旧暦には^{うるうつき}閏月があり、閏6月17日に行われるのが「居管絃」です。厳島神社高舞台で管絃祭と同じ曲目が奏されます。 ○玉取祭 旧暦7月18日に近い日曜日又は土曜日に開催されます。厳島神社本社と大鳥居の間の海中で、若者たちが直径5寸（約15cm）の桶でできた宝珠を奪いあう勇壮な祭りです。 ○盆 8月15日を中心に先祖供養の盆行事が行われています。宮島の人たちの先祖の墓は、対岸の JR 宮島口駅の背後に集中しています。8月13日は「仏迎え」と呼ばれ、この日までに各家の墓掃除をすませます。

区分	伝統文化
細区分	祭りと行事
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○地蔵盆・地蔵さん祭り 地蔵盆は盂蘭盆で供養できなかった先祖の霊を供養する行事で、8月24日を中心に島内各寺や各所に祀られている地蔵堂で行われます。 ○たのもさん（四宮神社祭） 旧暦8月1日に行われる紅葉谷にある四宮神社の例祭です。各家で作った「たのも船」と呼ばれる小船を厳島神社火焼前や御笠浜から大野瀬戸に流します。 ○献茶祭 毎年秋に厳島神社の能舞台で表千家、裏千家の茶道の家元が隔年交互にお茶をたて、ご祭神に奉納する儀式です。 ○菊花祭 10月15日に行われる神事で、午後5時から祭典に続き、高舞台で舞楽11曲が奉送されます。 ○氏神祭 10月15日に行われる宮島の住民の祭りで、厳島神社での祭典の後、神輿が町中を練り歩きます。 ○鎮火祭 12月31日午後6時から行われる火難除けの祭事です。大小様々な松明を抱えた人々が、厳島神社入口と石鳥居の間を駆け廻ります。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地域の歴史と深い関わりを持って紡がれてきた経緯を感じることができる伝統文化です。

区分	生活文化
細区分	食文化
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	○太閤の力餅 「太閤の力餅」と呼ばれる黄粉餅です。千畳閣の建築工事の際、工事の指揮を執っていた安国寺恵瓊が、工事に従事する人々に与えたといわれています。 ○もみじ饅頭 宮島を代表する菓子であるばかりでなく、広島を代表する土産物として知られています。紅葉谷の高津常助によって考案されました。 ○雪花漬 元は正月などに親しまれていた郷土食です。酢などで味付けした焼きアナゴやエビなどの具に雪花（おから）をふりかけた家庭料理です。 ○アナゴ アナゴは、ウナギ目アナゴ科に分類される魚の総称です。アナゴはさっぱりとした味わいで瀬戸内海産は特に美味とされています。宮島の「あなご飯」は牡蠣と並んで大変親しまれている宮島の味覚の代表です。 ○牡蠣 牡蠣は広島湾北部を中心に養殖されています。広島湾では古くから天然の牡蠣が採れ、縄文時代や弥生時代の貝塚から牡蠣の殻がでてきていることから、当時から人々が食していたことがわかります。現在、広島県全体の生産量は、日本全体の約 6 割を占めています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地域の歴史と深い関わりを持って紡がれてきた経緯を感じることができる生活文化です。

2.2 その他の観光資源の名称と所在地など

名称・所在地	特性や利用の概況など
広島大学大学院理学研究 科附属宮島自然植物実験 所	宮島の人為的攪乱の少ない自然を生かした植物園です。1964（昭和 39）年に発足し、大元公園から室浜の貴重な自然を活用して植物学に関する教育・研究活動を行なうとともに宮島の自然の保全・保護に関する教育・研究活動を行なうことを設置目的としています。
宮島水族館	1959（昭和 34）年に広島県立水産資源研究所として開設され、1967（昭和 42）年に旧宮島町に移管され宮島水族館となりました。1981（昭和 56）年の改修により、ラッコの展示やスナメリの繁殖で広く知られようになり、2011（平成 23）年に瀬戸内海をテーマとする水族館としてリニューアルオープンしました。
旧江上家住宅母屋 （宮島歴史民俗資料館）	1974（昭和 49）年に開設された宮島歴史民俗資料館は、江戸時代後期から明治期にかけて醤油の醸造と質屋を営み、豪商といわれた「旧江上家」の母屋や土蔵を展示施設の一部として生かしており、1840 年代に建築された母屋は、宮島における商家建築の典型として国の登録有形文化財となっています。
宮島伝統産業会館	宮島伝統産業会館は、1980（昭和 55）年に開館し、宮島伝統工芸の杓子、宮島彫り、ロクロ細工、宮島御砂焼きなどが展示されています。2008（平成 20）年にリニューアルオープンし、宮島彫り体験など、伝統工芸の一端に触れることのできる場となっています。
宮島ロープウエー	1959（昭和 34）年に竣工した宮島ロープウエーは、紅葉谷駅から中間駅の榎谷駅を経て、終着駅の獅子岩駅へ向かいます。循環式と交走式の 2 種類の方式のロープウエーを連絡する全国的にも珍しい形式で運行されています。このロープウエーからは、宮島の谷や林相、そして広島湾に浮かぶ島々がダイナミックに一望できます。
弥山展望休憩所	宮島で最も高い弥山の山頂（535m）にある展望休憩所で、瀬戸内海に点在する島々が一望できます。1955（昭和 30）年に設置され、2013（平成 25）年に建て替えられました。
包ヶ浦自然公園	宮島の北側から広島方面を望む包ヶ浦は、1926（大正 15）年の広島湾要塞廃止以降、1945（昭和 20）年まで広島兵器支廠になっていました。戦後、海水浴場が設けられ、周辺にはグラウンドやテニスコート、キャンプ場も整備され、自然公園として親しまれています。
宮島公園	厳島神社周辺の長浜から紅葉谷、大元浦の一带を指します。現在は、世界遺産区域となっています。
大元公園	市街地の西端、大元川の谷間、川裾の開けた場所です。
紅葉谷公園	厳島神社の南、天然記念物に指定されている瀬山原始林のふもとにあり、紅葉谷川に沿って谷合に広がる静かな公園です。
清盛塚（経の尾）	宮島歴史民俗資料館から宮島水族館に向かう道の小高い丘のうえに石塔が建っており、平清盛が一字一石の法華経を刻んで納めた

	と伝えられています。
高倉上皇御幸石	滝宮神社へ登る階段の左側にある巨大な平たい石です。高倉上皇厳島御幸の時、この上に御輿を据え、白糸の滝をご覧になったと言われています。
有浦	平安時代末にはすでに有浦とよばれ、1180 年の高倉院の厳島参詣では、一行はここで神宝を整えて島に上陸し、離島にあたっては「立ち返り名残のありの浦なれば神もあはれをかくる白波」と詠むなど、宮島の玄関口となっていました。 また、平清盛の妻時子は、1185 年の壇の浦の戦いで安徳天皇とともに入水しましたが、この亡骸が有浦に流れ着き、島内に阿弥陀堂が建てられたといわれています。
塔の岡	厳島合戦時、陶方の軍勢は多宝塔からここに本陣を移し、北方の宮ノ尾の毛利方の陣と対峙しました。この岡を境にして、厳島神社側の市街地を西町、表参道の市街地を東町と呼んでいます。
宮ノ尾城跡（要害山）	宮島栈橋の前に見える低い山が要害山です。要害山という呼び名は 1555 年の厳島合戦時に毛利方の陣、宮ノ尾城が置かれたことから名付けられました。室町時代から戦国時代にかけて広島県の沿岸部の小高い丘には、行き来する船を監視するために砦が数多く設けられ、それを水軍城といいます。宮ノ尾城もこうした砦の一つであったと考えられています。
包ヶ浦	毛利元就と陶晴賢が戦った厳島合戦では、大軍を率いていた陶軍に対して毛利軍は数において劣り、正面からの戦いを挑んでは勝ち目のない状況だったといわれています。元就は敵に知られず上陸を図るのに暴風雨はむしろ好機であると考え、渡航を決行しひそかに包ヶ浦へ上陸し、陶軍に奇襲攻撃をかけました。明治から昭和初期には軍事施設となりましたが、第 2 次世界大戦後に海水浴場が設けられ、現在は包ヶ浦自然公園となっています。
博奕尾	包ヶ浦の後背にそびえる尾根の頂にあります。厳島合戦で包ヶ浦に上陸した毛利軍が、その夜のうちに険しい山道を登り兵を進め、陶軍の本陣を見下ろすための陣を布いた地です。
高安ヶ原	青海苔浦から山中に入ったところにあります。厳島合戦に敗れた陶晴賢は青海苔浦まで逃れ、島からの脱出を図りましたが船が見つからず、青海苔川沿いを川上に引き返し、ここで自刃したと伝えられています。
滝小路	厳島神社のすぐ南側にあたり、筋違橋から大聖院に至る滝町の通りを指します。この辺りは、神職の屋敷や寺院が建並び、早くから町が形成されたところです。
柳小路	中江町の通りを指します。1555 年の厳島合戦では混乱の中、陶方の軍勢が、の柳小路から毛利軍へ攻め掛かったといわれています。

金岡水	杉之浦にある井戸で、海の近くであるにもかかわらず、水が絶えることがないといわれています。15 世紀に対岸廿日市の洞雲寺を開いた金岡用兼太和尚が、ここで座禅をすると湧き出たという伝説があり、その水脈は洞雲寺の金岡水とつながっているといわれています。
白糸の滝	滝宮神社のすぐ傍にあり、白糸が乱れて流れ落ちるように見えることから「白糸の滝」と呼ばれています。
石風呂跡	宮島水族館前の道路を隔てたところに石風呂跡があります。弥山で求聞持の修行をする者が、嵐気に悩むのを救うために弘法大師が造ったという一種の蒸風呂です。
宮島奉行所跡	旧廿日市市宮島支所のあったところには、宮島奉行所がありました。広島藩は、1635 年に宮島奉行を任命し、奉行所を設置して、明治維新まで町方として全島を支配していました。
西松原	厳島神社西廻廊の出口にある大願寺付近は、江戸時代初期までは砂洲であり、熊毛の洲と呼ばれていたといわれています。厳島神社の各社殿は、1541 年の紅葉谷川の土石流で壊滅的な被害を受けました。 その後、紅葉谷川の水が社殿に流れ込むのを防ぐため、流出した土砂で堤防を築き流路を変えて、御手洗川ができました。江戸時代以降、御手洗川の河口に堤防を築き、そこに松を植え、徐々に西松原が形成されていきました。
誓真釣井	江戸時代の島民の生活に重要な影響を与えたのが僧誓真です。当時、これといった土産物がなかったため、誓真は島民に木工品作りを教え、杓子の製造販売が宮島を代表する産業となりました。 誓真は修行のかたわら、道路や水路を改修し、島民の生活用水のために井戸を掘りました。10 箇所内、現在 4 か所が残っており、「誓真釣井」として島内の人々に親しまれています。
仁王門跡	江戸時代、長浜から要害山に続く尾根筋のちょうど宮島栈橋前あたりに仁王門がありましたが、明治維新の際に取り壊されました。仁王像は大願寺の仁王門に移されたといわれています。
聖崎灯台	島の北端、聖崎の蓬莱岩のすぐ近くの海上に立つ石灯籠です。
棚守屋敷跡	厳島神社を代表する神職、棚守の屋敷跡で、滝町にあります。藩主が参詣した際は宿所になっていました。屋敷内には能舞台が設けられ、連歌の会が興行されるなど、賓客を迎える場でもありました。
大東富くじ場跡	西連町の徳寿寺前には、富くじの抽選会場になっていた建物がありません。
砲台跡	広島湾の入口に位置する宮島は、戦時中は軍事都市広島と呉に通じる海峡防衛のため要塞地帯に組み込まれ、鷹巣砲台や室浜砲台が設けられました。その跡が今も残っています。

嚴島神社	平清盛が 1146 年に安芸守に任官され、平家の守護神として尊崇しました。平家一門の権力が増大するにつれて、この社を尊崇する度合いも増し、社殿を現在の姿に造営しました。 建造物 17 棟 3 基、美術工芸品 55 点など約 260 点が、国宝や重要文化財に指定されています。東廻廊は 45 間、西廻廊は 62 間あり、本社の他、客神社、朝座屋、祓殿、高舞台、平舞台、左右門客神社、火焼前、大国神社、天神社、能舞台、反橋、長橋、揚水橋、内侍橋の建物構造群からなっています。
嚴島神社境外摂末社	宮島には、嚴島神社外摂末社として、大元神社、清盛神社、金刀比羅神社、滝宮神社、粟島神社、四宮神社、祖霊社、三翁神社、荒胡子神社、豊国神社（千畳閣）、幸神社（道祖神社、午王社）、北之神社、今伊勢神社、長浜神社、御山神社のほか、対岸にも地御前神社、大頭神社があります。
御山神社	弥山山頂近くにある神社で、平清盛が嚴島神社本社を造営したときに奥の宮として建てたものといわれています。朱の社殿 3 社が並び、嚴島神社本社と同じ市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命を祀っています。
浦々の神社	「安芸の宮島廻れば七里、浦は七浦、七恵比須」と謳われ、浦々に祀られている神社は次のとおりです。包ヶ浦神社、養父崎神社を除く、杉之浦神社、鷹巣浦神社、腰少浦神社、青海苔浦神社、山白浜神社、須屋浦神社、御床神社が「七浦七恵比須」といわれています。 毎年 3 月上旬、9 月上旬に、七浦神社祭があり、御島廻おしまめぐりしき式が行われます。
大聖院	真言宗御室派（総本山仁和寺）の寺です。境内に勅願堂、大師堂、観音堂、摩尼殿などがあります。
大願寺	亀居山放光院大願寺は、高野山真言宗の古刹で開基は不明です。鎌倉時代に再興されたと伝えられています。普請奉行として島内外寺社の修理造営の役割を担っています。
宝寿院	龍上山西方寺宝寿院は 946 年に開基と伝えられている真言宗御室派の古刹です。
徳寿寺	金光山徳寿寺といい、対岸の廿日市にある洞雲寺の末寺で、金岡用兼大和尚を勧請し開山されました。本堂には本尊金石地藏菩薩が祀られています。
存光寺	伊屋山存光寺といい、後の山に今伊勢神宮が鎮座されています。開基は 1540 年、存光坊真空寂如阿闍梨が阿弥陀三尊仏を祀っていたのが始まりです。
光明院	華降山以八寺光明院は、京都知恩院の末寺で、1583 年頃、以八上人の開基による浄土宗の古刹です。

誓真大徳頌徳碑	誓真は、弁財天の持つ琵琶をヒントに杓子の製作を思い立ち、島民に製作技術を伝授しました。また、水飢餓に苦しんでいた島民のために各所に井戸を掘り、道路を改修するなど「宮島の恩人」として語り継がれています。
神泉寺跡	壇の浦の合戦で入水した二位の尼（平清盛の妻）のなきがらが有浦に流れ着き、尼を吊って創建された寺でした。
称名庵跡	光明院住職退隠後の住居でした。
真光寺	西連町にある宮島唯一の浄土真宗の寺です。
延命地藏	桜町のお地藏さんとして大変親しまれています。
不動堂	厳島神社の鬼門鎮護のために建てられたといわれ、毘沙門天、不動明王、弘法大師が祀られています。
行者堂	修験道の開祖といわれる「役の小角」が祀られています。
仁王門	弥山登山道、大元道、大聖院道、奥の院道の合流点にある仁王門です。江戸時代は、弥山参道の休憩所にもなり、午後2時頃以降はここから上に登ることは禁じられていました。
水掛地藏堂	そばにある井戸の水を汲んで石地藏に水をかけて追善供養するのがならわしとなっています。
閼伽井堂	弘法大師が初めて求聞持法の修行に用いられた清浄水であるといわれています。
大日堂	1376年に建立された弥山御堂神護寺と考えられ、1599年に毛利輝元によって再建されました。
毘沙門堂	弥山山頂の大きな頂上岩のすぐ下にあり、明治中期までは京都の清水寺のように岩の上に井桁を組んだ建物でした。その後の再建で井桁は組まなくなってしまいましたが、土台となる大きな岩には桁受けの跡が残っています。
鐘楼跡	弥山の鐘楼には平清盛の三男、平宗盛が寄進した梵鐘が釣られていました。
観音堂・文殊堂	観音堂は安産、文殊堂は学業成就を叶える仏として信仰されています。
三鬼堂	三鬼大権現、魔羅鬼神（不動明王の化身）、追帳鬼神（虚空蔵菩薩の化身）、時眉鬼神（大日如来の化身）の三鬼神が祀られています。
弥山本堂（求聞持堂）	本尊は智恵と福德を司る虚空蔵菩薩で、脇に不動明王、毘沙門天が祀られています。
不消霊火堂	弥山本堂のすぐ前にあり、堂内には大きな釜がつるされ、弘法大師の開山以来1200年間消えたことがないと伝えられる火が今も燃え続けています。
奥の院	御山神社の西方、仁王門跡から下ると奥の院があります。ここには弘法大師と不動明王が祀られています。

厳島神社多宝塔	1523 年の建立といわれ薬師如来を祀っていました。明治維新後、本尊は大願寺に移され、1880（明治 13）年に加藤清正を祀る宝山神社となり、建物は厳島神社に帰属するようになりました。
厳島神社五重塔	1407 年の創建です。本尊は釈迦如来で、脇士は普賢・文殊菩薩を祀っていましたが、これらの仏像は明治初期に大願寺に移されました。
厳島神社宝蔵	1168 年の造営記録に既に記されており、当初から「神庫」と称して神社に奉納された宝物を収蔵していました。
厳島神社御文庫	1790 年に光明院の僧学信の発起により建てられ、蔵書とともに神社に奉納され「名山蔵」と名付けられました。
厳島神社宝物館	厳島神社の社殿や大鳥居、大願寺、光明院の美術工芸品が次々と特別保護建造物や国宝に指定されたことを受け、神社の宝物を保存、公開する施設として、1934（昭和 9）年に建てられました。
上卿屋敷	棚守、祝師^{ものもうし}などとともに厳島神社を司る、主要な神職の一人の屋敷でした。 この庭は、江戸時代中期の池泉観賞式の庭園といわれ、広島県内の名園の一つに数えられています。
宮島歴史民俗資料館	1974（昭和 49）年に開設された宮島歴史民俗資料館は、現存する数少ない宮島の商家の母屋及び土蔵を保存した建物で、母屋は 1840 年代に建てられたといわれています。
雪舟園	1469 年～1487 年の文明年間に、僧雪舟により築庭されたと伝えられています。1592 年 4 月に豊臣秀吉がここで歌の会を催しています。（私有地につき非公開）
平家納経	「法華経」28 卷、開経「無量義経」、結経「観普賢経」、「般若心経」、「阿弥陀経」と「願文」からなり、清盛署名の願文によれば清盛自ら写経することを発願し、子息、兄弟をはじめ平家一門の人々が各一卷ずつ結縁写経し、1164 年に厳島神社に奉納されています。
舞楽面	厳島神社に伝わる 9 面のうち、採桑老と陵王を除いた 7 面は、その銘文から平家一門によって寄進されたものと考えられています。
紅地鳳凰桜雪持笹文唐織	桃山時代の特色である力強さと迫力があり、紅がちの配色、柔らかく浮いた色糸など唐織の特色を表しています。
金銀荘雲龍文銅製経箱	平家納経を収めた三段重ねの箱です。
彩絵檜扇	平安時代の檜扇として、また芦手歌絵の資料としても貴重なものです。
蔦蒔絵唐櫃	被蓋造りで黒漆塗りの唐櫃です。蓋の表と四周に垂れ下がった蔦の図様を蒔絵の技法の一つ平蒔絵で表しています。
鋳銅製釣灯籠	笠の銘から筑前博多の商人が 1366 年に奉納したものであることが分かっています。

山姥図（長沢芦雪筆）	江戸時代後期、長沢芦雪の画です。近松門左衛門の浄瑠璃「姫山姥」から画題をとり、醜怪な迫力のある筆致で描いた芦雪晩秋の作品です。
古神宝類	木笏、箭、平胡簾、飾太刀、平緒、石帯、小形檜扇3柄、半臂、內衣、松喰鶴蒔絵小唐櫃2合、宝相華文螺鈿平塵飾太刀、双鳳文螺鈿平塵飾太刀鞘、朱漆塗飾太刀箱2合
小桜韋黄返威鎧	兜、胴、大袖ともに、黒漆塗の革の札を連ねて、小桜文を黄返しに染めた韋で威した大鎧です。
紺糸威鎧	鉄と革の札を一枚交ぜにして黒漆で固め、紺糸で威した大鎧です。
浅黄綾威鎧	小札は黒漆塗で細く精緻で、鉄と革の小札を一枚交ぜにして浅黄綾で威した大鎧です。
藍韋肩赤威鎧	1542年に大内義隆が、太刀、神馬とともに厳島神社に奉納したものです。
太刀 銘 友成作	友成は古備前派を代表する刀工の一人です。「芸州厳島図会」には平宗盛公太刀とあり、その佩刀をのちに奉納したものです。
錦包籐巻太刀及び錦包籐巻腰刀	木地を赤地の錦で包み、籐で荒く菱巻きにした、太刀と腰刀の一对です。
鍍金兵庫鎖太刀	平安時代末期から鎌倉時代にかけて武将の間で流行した、帯取に三条の鎖を組んだ豪華な太刀です。
木地塗螺鈿飾太刀	儀式に用いるための太刀で、平安時代後期の趣深い品です。 漆絵大小拵：毛利輝元奉納と伝えられています。
宮島彫り	木製品の木地を生かしながら、まるで絵画のように繊細で写実的な彫刻が施されているのが「宮島彫り」の特徴です。宮島では「塗り」が発達しなかったため、「宮島彫り」は木のもつ本来の美しさと風格を最大限に生かすように施された彫刻です。
ロクロ細工	ロクロ細工は、1848年～1854年の嘉永年間に小田権六によってその技術が宮島に伝えられたといわれています。
宮島杓子	宮島を代表する特産品である「しゃくし」は、1789年～1801年の寛政年間に僧誓真が考案したといわれています。
世界一の杓子	宮島を代表する土産物「杓子」に因んで作られた大杓子です。1983（昭和58）年から2年10ヶ月をかけて制作されました。
宮島御砂焼	旅に出る人は厳島神社で道中の安全祈願をすませ、社殿近くの砂をお守りにして出発していました。そして、旅から無事に帰ると、旅先から持ち帰った砂とお守りの砂をあわせて倍の量にして神社に返しに行きました。これを「御砂返し」といい、その「御砂」を混ぜて焼いた祭器が「御砂焼」の発祥といわれています。
宮島土鈴	大鳥居や狛犬、陵王、鹿、十二支などを模り、中に鈴を入れた焼き物です。

宮島張り子	「宮島に新たな土産物を」という若者たちによって、1975（昭和 50）年頃から作られ始め、鹿や野鳥、十二支、陵王や鬼、雛人形などが、朱や黄、青、緑などの鮮やかな色付けされ、その種類は 100 種類あります。
宮島水中花火大会	毎年 8 月に厳島神社大鳥居の沖合で行われる、宮島の夏を代表する水中花火大会です。日本花火百選の中でも最高のロケーションを誇り、毎年多くの観光客や写真愛好家が訪れています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	ユネスコの世界遺産に登録されている「厳島神社」をはじめとする史跡、伝統・生活文化などは、地域の歴史と深いかかわりを持って紡がれてきた経緯を感じることができ、エコツアー中の解説などに利用できます。

3. エコツアーリズムの実施の方法

3.1 ルール

エコツアーリズムを推進していくためには、参加者の安全確保、自然観光資源や地域住民の生活環境の保全がなされなければなりません。そのため、本地域におけるエコツアーリズムのルール（地域の取り決め）を定め、宮島エコツアーリズム推進協議会（以下、「協議会」とする）、エコツアーを実施するガイドや団体等（以下、「実施者」とする）、エコツアーリズムを含む観光に関わる様々な人々（以下、「観光関係者」とする）、エコツアーに参加する観光客（以下、「参加者」とする）などの関係者に対して、このルール及び関係法令等(4-43～44 ページ)を守るように取り組みます。

また、エコツアーに参加するインバウンドへのルール及び関係法令等の遵守について、多言語表記や解説を盛り込み、分かりやすい方法で周知を行います。

3.1.1 ルールによって保護・維持・向上する対象

- A. 野生動植物及び野生動植物の生息地・生育地など
- B. 史跡、伝統文化など
- C. 環境への負荷低減など環境全般
- D. 地域住民の生活環境等と地域振興
- E. 参加者の安全
- F. エコツアーの質

3.1.2 ルール内容及び設定理由

各ルールとその設定理由は以下のとおりです。

A. 野生動植物及び野生動植物の生息地・生育地など

実施者は、在来の野生動植物の捕獲・採集を行わないようにしましょう。昆虫や川の生きものなどを観察のために一時的に捕獲した場合も、観察後は元の場所に戻しましょう。特に、環境省や広島県の「レッドリストやレッドデータブック」に記載されている動植物については、手を触れないよう留意するとともに、参加者に注意を促しましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

在来の野生動植物は、生態系の一員として相互に関係を持ちながら生息・生育しており、関係法規により採取の禁止がされていることもあることから設定します。

実施者は、樹木や地層、岩など自然のものを傷つけたり、落書きをしたり、持ち去ったりしないよう、参加者に注意を促しましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

自然観光資源を守り、大切にすることは、エコツアーリズムの基本姿勢であることから設定します。

実施者は、特に希少性の高い動植物の生息地・生育地が特定できないように配慮するとともに、希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報は公開しないようにしましょう。

【設定理由】

希少な動植物などは、多くの人が観察や写真撮影に集まると生息・生育環境が悪化する恐れがあります。また、園芸目的の盗掘や採集、密猟が絶滅の要因となっているので、希少な動植物の保護ために生息地・生育地の情報管理が必要であることから設定します。

実施者は、動植物の観察をするツアーでは、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないように観察方法や観察場所を工夫するとともに、参加者に注意を促しましょう。また、影響を考慮して適切なツアー参加人数を設定しましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

例えば、紅葉、原生林やヤマモモをはじめとする植物は、根の踏み付けが生育に悪影響を与える可能性があります。こうした野生動植物への悪影響を防ぐために設定します。

実施者は、野生動物を餌付けをしないようにしましょう。また、その種自らが移動可能な範囲を越えての移動や動植物（特に外来生物）の持ち込みを予防・防止するとともに、参加者に注意を促しましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

野生動物を観察するために餌付けをしたり、野生動物に餌を与えると、動物の行動範囲が変わったり、自分で餌を取らなくなったりします。また、他地域からの動植物（特に外来生物）の導入は、在来種との競合や遺伝子レベルの生物多様性の喪失につながります。このことから、これらを防ぐために設定します。

B. 史跡、伝統文化など

実施者は、史跡や建物などに傷をつけたり落書きをしたりしないよう、参加者に注意を促しましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう

【設定理由】

資源を守り、大切にすることは、エコツーリズムの基本姿勢であることから設定します。

実施者、参加者ともに、宮島の伝統文化や地域の生活文化を尊重しましょう。

【設定理由】

長い歴史を誇る宮島の伝統文化はもとより、受け継がれてきた地域の生活文化が保存、伝承されるようにするために設定します。

C. 環境への負荷低減など環境全般

実施者は、地元産品をエコツアーで使用するよう努めましょう。また、環境への負荷が少ない製品を使用しましょう。

【設定理由】

地元産品の使用は、地産地消を促進し、輸送エネルギーや農薬の使用削減、森林管理の促進による二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全など、環境保全につながるとともに、地場産業振興にも役立ちます。また、再利用が可能な食器や環境に配慮した洗剤など、できるだけ環境への負荷が少ない製品を使用することにより、環境を保全するというエコツーリズムの考え方を実践することになるため設定します。

実施者は、ごみの排出を抑えるとともに、参加者にごみを持ち帰るよう注意を促しましょう。ごみが落ちている場合は極力拾い、環境美化を心がけましょう。また、山火事防止のため、キャンプ場等の所定の場所以外では、火を取り扱わないようにしましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

ごみの持ち帰りはごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定します。また、火の取扱いに注意することはもとより、その使用場所を制限することは、山林などの貴重な資源を守るために重要であることから設定します。

D. 地域住民の生活環境等と地域振興

実施者は、住宅の敷地や農地などに立ち入る場合は、事前に土地の所有者や管理者の承諾を得るようにしましょう。

参加者は、実施者の案内がない場合は、住宅の敷地や農地、登山道以外の林内などに立ち入らないようにしましょう。

【設定理由】

地域住民の生活環境や営農環境等を守るために、許可無く住宅の敷地や農地等に立ち入ることがないように設定します。特に、登山道以外の立ち入りによる遭難事故が多数発生しているため、ガイドの案内なく設定ルートへの立ち入りがないように設定します。

実施者は、エコツアーで海域を利用する場合は、利用する海域について事前に調べ、必要に応じて事前に漁協や海上保安庁等に相談し、調整を行いましょう。

【設定理由】

エコツアーの実施が漁業権侵害（漁業を妨害する行為）にあたらないようにするため設定します。なお、漁業権については宮島漁業協同組合や広島県庁などで調べることができます。

実施者は、お土産や食事等、地域に還元できるようなコース設定を心がけましょう。また、地域住民にも参加してもらえようエコツアーを検討し、ツアーへの理解促進を心がけましょう。

【設定理由】

エコツーリズムは、地域振興も大きな目的のひとつです。できるだけ地域にお金が落ちる方法を心がけ、エコツアーへの理解促進を図り、地域住民の参加につながるよう留意することが重要であることから設定します。

E. 参加者の安全

実施者は、保険に加入し、保障内容を参加者に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を明確にしましょう。

【設定理由】

事故や急病の際の参加者の安全を確保するとともに、事故の際の実施者の負担を軽減するために設定します。

実施者は、事前にエコツアーを実施する場所の下見を行い、ツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するためのルート変更等を行いましょう。また、ツアー実施前や実施中に、発生する可能性がある危険を参加者に説明して注意を喚起するとともに、必要な資材を準備しておくなど、参加者の安全確保に努めましょう。

参加者は、実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

ツアー中の事故を防ぎ、参加者の安全を確保するために設定します。

実施者は、ツアー中のけがや虫さされなどに備え、救急医療品を携行しましょう。

【設定理由】

参加者がツアー中にけがをしたり虫に刺されたりした際に、応急処置を可能とするために設定します。

実施者は、ツアー内容に適した服装や持ち物を事前に参加者に知らせましょう。

参加者は、実施者の推奨する服装や持ち物を用意して参加しましょう。

【設定理由】

ツアー中に参加者の安全を確保するためには、服装や持ち物の事前準備も重要であることから設定します。

F. エコツアーの質

実施者は、本構想に掲げている基本方針などを踏まえ、宮島ならではのエコツアーを目指しましょう。また、実施者は「おもてなし」と「気づかい」を心がけましょう。

【設定理由】

宮島の自然に配慮した参加者の満足度の高いエコツアーとなるように目指すことから設定します。また、感動を得る旅（体験・機会）とするための基本である「おもてなしの心」と「気づかい」を忘れないようにするために設定します。

実施者は、事前の準備を十分に行うとともに、募集の際に提示した事項を守りましょう。

【設定理由】

エコツアーは、参加者を得てサービスを提供するものです。参加者に満足を与え、新たな参加者やリピーターを獲得していくために、十分なサービスを提供するための準備や募集の際に提示した事項を守るなどの基本が重要であることから設定します。

実施者は、ツアー開始時にスケジュールや目的について説明を行うとともに、ツアー終了時に総括と挨拶を行いましょう。

【設定理由】

参加者に安心してツアーを楽しんでもらうためには、一日のスケジュールを知らせておくとともに、ツアーの意義を高めるために目的について説明し、参加者の意識を高めることが望まれます。さらに、ツアー終了時に目的を再確認しながら総括と挨拶を行うことにより、宮島の自然や文化に対する理解等の促進が期待されることから、本ルールを設定します。

3.1.3 ルールを適用する区域

本地域全域（宮島全域および周囲の海域）とします。

3.1.4 ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

各エコツアー実施者が行うエコツアーや観光関係者の取組がルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

①チェックリスト及び手引書の作成

観光関係者が自分でチェックできるよう、協議会にて本構想で定めたルールの一覧表や各エコツアーにおける野生動植物などの情報を記載した手引書などを作成し、紙媒体や電子データを配布します。

②参加者への説明

エコツアー実施時に参加者がルールを理解できるよう、実施者が参加者に対して必要なルールとその理由も説明することで、参加者の理解を深め、より協力が得られるようにします。

③定期的なチェックの実施

実施者は、自らのエコツアーや関係する取組がルールを守っているかセルフチェックし、必要に応じて内容を改善します。

④協議会によるアドバイス

観光関係者が、エコツアーのルールに適合するかどうか判断に迷う場合には、協議会が相談を受け付け、適切なアドバイスを行います。

⑤ルールの定期的な見直し

協議会は、本ルールを含め、構想を定期的に見直します。なお、本ルールでは不十分と判断される場合は、問題点を整理し、対応を検討します。

3.2 ガイダンス及びプログラム

自然環境の保全、地域コミュニティの振興、新たな観光ビジネスの振興を目的とします。

3.2.1 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

一般的な案内（ガイダンス）の方法には専門のガイドが直接解説したり、体験を指導する方法のほかに、解説板やパンフレット等による間接的な方法があります。本地域のエコツーリズムにおける案内の方法は、ガイドが直接案内・解説したり、体験を指導する方法を主としながら、補助的に間接的な案内方法も活用するものとします。

3.2.2 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容

A. 豊かな自然を活用したエコツアー

a) 宮島の自然を活かしたエコツアー

宮島は、雄大な山や自然の川などが形成されています。

◎主な体験

- ・弥山登山（紅葉谷コース、大聖院コース、大元コース）
- ・源流探しを行う川登りツアー
- ・広島大学植物園路
- ・包ヶ浦自然歩道（紅葉谷～包ヶ浦）
- ・自然散策路（植物観察：うぐいす歩道、もみじ歩道、あせび歩道）
- ・宮島の災害を防ぐ砂防ツアー（紅葉谷川砂防堰堤めぐり、紅葉谷川庭園砂防、白糸川溪流砂防）

b) 宮島の海の環境を活用したエコツアー

沿岸域の潮間帯（高潮時の海岸線と低潮時の海岸線の間の帯状部分）に生息する生物がいます。

◎主な体験

- ・宮島沿岸に生息する潮間帯生物の観察

c) 多様な生物の魅力を活用したエコツアー

海と山の自然に恵まれた宮島には、様々な生物が生息しています。これらの生物たちの興味深い生態や特徴を紹介するエコツアーなどが行われています。

◎主な体験

- ・ 普段体験出来ない沿岸沿いのトレッキング
- ・ シュノーケリングによる海藻の森と様々な生物の観察
- ・ 釣りエコツアー
- ・ ハクセンシオマネキ観察
- ・ 宮島に自生する植物観察
- ・ 宮島の特産物である牡蠣の水揚げやアナゴ漁などの漁業体験

B. 伝統的な文化や生活を活かしたエコツアー

a) 宮島の街並み・生活文化を活用したエコツアー

宮島ならではの街並みや生活風景が今も残されており、これらの魅力を活用したエコツアーが行われています。

◎主な体験

- ・ 宮島の歴史・文化を感じる路地裏散策

b) 歴史を活用したエコツアー

厳島神社前の「御笠の浜」から出航し、弥山（みせん）を常に右に見るように島の周囲をめぐり、七浦に祀られてある神社を参拝することが古くから行われています。また、島内に点在する多くの史跡を巡ることもできます。

◎主な体験内容

- ・ 宮島に祀られている七浦巡り
- ・ 宮島の歴史を学ぶ史跡巡り

c) その他の伝統技術・産業技術を活用したエコツアー

宮島には伝統技術・産業技術などが受け継がれており、これらを活用した体験教室が開催されています。

◎主な体験内容

- ・ 宮島彫り体験
- ・ もみじ饅頭手焼き体験
- ・ 杓子づくり体験

3.2.3 実施される場所

エコツアーで活用できる自然観光資源やその他の資源は本地域全域に存在しています。

3.2.4 プログラムの実施主体

宮島エコツアーリズムでは、エコツアー実施者だけでなく関連する個人や観光関係者などが連携して、観光客を案内したり、地域や資源について解説などを行うのが大きな特徴です。個別のエコツアーについては、企業やボランティア団体等が既に行っているものもあり、今後活動がさらに発展していくことが期待されます。

3.2.5 プログラムのモニタリングと改善

参加者に高い満足度を与える質の高いエコツアーを継続して実施するために、前述のルールに則り、エコツアーの質を向上させていきます。

また、後述する自然観光資源のモニタリング及び評価の結果を受けて必要に応じてプログラム内容も改善します。

3.3 モニタリング及び評価

エコツアーで活用されている自然観光資源については、保全の観点から継続的にモニタリングを行い、必要に応じて対策を行い、改善していくことが重要です。

エコツアーによる影響やエコツアー以外の要因による影響など様々な影響や変化が想定されますが、モニタリングは「継続的に行える」ことを第一に考え、各自然観光資源に接する機会が最も多いと考えられるエコツアー実施者が主に行うことを基本とします。

なお、本構想では、自然観光資源だけでなくエコツアーの質や地域住民の方々の意識についてもモニタリングを行い、地域への普及の度合いや課題などについても検討します。これらのモニタリングの結果は必要に応じて、協議会の活動やエコツアーのあり方（ルール）にも反映していきます。

3.3.1 モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は次に示す4つとし、各エコツアー実施者や関係者は、エコツアー実施時や下見時に気づいた点があれば、随時協議会で報告します。

協議会は、各エコツアー実施者にモニタリングの対象や必要な事項についてアンケートを行います（年1回程度）。

- ①エコツアーで活用している動植物の生息地・生育地の状況
- ②伝統文化、生活文化、地域住民の状況
- ③海域環境
- ④その他の自然観光資源（地形・地質、自然景観、史跡など）

報告様式・記載例

①エコツアーで活用している動植物の生息地・生育地の状況

- ・ 報告者名（所属）
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 内容（例）
 - ・ 希少種の〇〇が盗掘されていた。警察への通報済み。
 - ・ 外来種である〇〇が初めて確認された。
 - ・ エコツアー客の増加により、〇〇の群落内へのゴミ投棄が増えた。
 - ・ 昨年に比べて〇〇の開花が多い様子（〇〇からの写真撮影済み。）
- など

②伝統文化、生活文化、地域住民の状況

- ・ 報告者名（所属）
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 内容
- （例）
- ・ 地域住民の方より「エコツアー参加者が勝手に敷地内に入って写真を撮影していた」との苦情有り。
 - ・ エコツアーで参加者の反応がよかった〇〇家の古民家を取り壊される予定との情報有り。
 - ・ 地域住民の〇〇様より「〇〇エコツアーで自分の敷地を利用しているが、事前に相談が無かった。使ってもらって問題はないが、一言あいさつがほしい」との話があった。
 - ・ 〇〇の壁に落書き（破損）あり。
- など

③海域環境

- ・ 報告者名（所属）
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 内容
- （例）
- ・ 昨年に比べ、海草・海藻類の生育が遅い様子。
 - ・ 〇〇浜で多数の漂着ゴミ確認。個人では取りきれない量。
 - ・ 〇〇海岸の磯で一般観光客がアワビなどを採取していたため、口頭で注意。念のため漁協へも連絡済み。

④その他の自然観光資源（地形・地質、自然景観、史跡など）

- ・ 報告者名（所属）

- ・ 日時

- ・ 場所

- ・ 内容

（例）

- ・ ○○海岸の○○岩の侵食が年々進んでいる。早めの対処が必要と思われる。

- ・ ○○展望台からの眺望が、隣接するアカマツの成長に伴い見づらくなっている。

3.3.2 モニタリングに当たっての各主体の役割

協議会：モニタリングの情報収集、編集、公表

実施者・関係者全般：現場情報の報告

参加者：モニタリングへの参加などの協力

各関係団体：各専門の見地から情報提供等

有識者・専門家：各専門の見地から評価及び改善方法の提案

行政（国、県、市）：モニタリングの結果を受け、必要な対策を調整

3.3.3 評価の方法

上記の方法で得られた情報を基に専門家の意見聴取が必要と判断された場合、協議会から該当する分野の専門家に評価および改善方法の提案を依頼し、その結果を踏まえて協議会で対策の実効策等について検討します。

（検討内容）

- ・ 自然観光資源の存続上の問題の有無

- ・ エコツアーの実施による影響の有無と程度

- ・ 対策の方向性・内容

3.3.4 有識者や専門家の関与の方法

協議会において専門家の意見聴取が必要と判断された場合は、協議会から提出された情報を基に評価を行い、必要に応じて改善方法を提案します。

3.3.5 モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリングの評価結果から検討される対策の程度によって、反映方法を以下の3つに分類します。

①個別のエコツアー実施方法の改善により対処が可能なもの

協議会が、エコツアー実施者に対して必要な対策について周知します。

②エコツアー実施者同士の調整が必要なもの

協議会の場において、エコツアー実施者同士の話し合いの場を設けて検討・調整します。

③エコツアー実施者や協議会では対応が困難なもの

協議会、エコツアー関係者団体などから関係機関への働きかけを行います。

3.4 その他

3.4.1 主な情報提供の方法

主に次の方法により、宮島エコツーリズムに関する情報を市の内外に幅広く提供していきます。情報発信にあたり、多言語表記を行うなど、インバウンドに配慮した分かりやすい情報を提供していきます。

①協議会のホームページ

現在では多くの人々がインターネットを活用して情報を収集しています。

②市報等、行政機関の広報

本構想策定のお知らせや構想の概要といったエコツーリズムに関する周知だけでなく、必要に応じてエコツアーの紹介なども行います。また、本構想が策定されることにより、主務省庁による広報（法第7条）の効果も期待できます。

③マスメディアへの情報提供

旅行雑誌や新聞、テレビ等に本地域のエコツーリズムやエコツアーが取り上げられるよう、協議会や観光関係者から積極的に働きかけていきます。また、それぞれの主体においても、どのような内容ならばマスメディアに取り上げられるのかなどの点について、常に情報収集や研究を行います。

④観光関係施設（宿泊施設、販売店、交通機関等）への情報提供

各観光関係施設にも、エコツーリズムやエコツアーについての情報を提供するとともに、理解や協力を得られるよう努めます。

⑤観光関係者のホームページの活用（市、各実施者、観光協会等）

協議会やエコツアー実施者などは、観光関係者などの関係団体のホームページ等でもエコツーリズムやエコツアーについて取り上げてもらえるよう協力を要請していきます。

⑥エコツーリズムの取組に関するリーフレット等の作成

必要に応じて協議会などでエコツーリズムやエコツアーに関するリーフレットの作成や配布を検討します。

3.4.2 エコツーリズムに関わる人々の育成又は研鑽の方法

ガイドはもとより、宮島の人々は、参加者と直接交流しながら本地域の魅力を伝え、参加者の感動を呼び起こすという重要な役割を担っています。そのため、参加者の大きな満足度を得るためにも、本地域におけるエコツアー実施者の育成とツアーの質の向上に努めます。

宮島は、外国人に人気の日本の観光スポットであるため、外国人のツアー参加も期待されますが、外国人への対応として、多言語を話せるガイドの育成が課題となっています。

本地域のエコツーリズムやエコツアーの質を高めていくためには、安全管理やリスクマネジメントに関する基礎知識はもとより、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力も必要となります。

本地域では、上記のような能力をもつガイドやプロデューサー的な役割を担える人材を育成するため、協議会において人材育成やスキルアップ講習の実施も検討していきます。

3.4.3 エコツーリズムに関わる人々の間の調整、新規参入事業者への対応

協議会は、現場で実際に生じている問題や、エコツアー実施者が困っている点などを話し合う場を提供し、各エコツアー実施者などの関係者が抱える問題の解決や学びのための話し合いの場となるよう配慮します。調整が必要な事項については、協議会における調整等も検討します。また、新規参入者には、協議会および加盟団体等から協議会への入会を積極的に勧めます。

3.4.4 関係団体との連携

エコツーリズムは宮島のみで完結するものではなく、より広域的に連携していくことがより高い効果を生み出す場合も少なくありません。協議会は、瀬戸内海に面する自治体や関係団体とも連携を図ります。

4. 自然観光資源の保護及び育成

4.1 利用の制限が必要な特定自然観光資源について

宮島は、全島が瀬戸内海国立公園「特別地域」（自然公園法）、特別史跡および特別名勝「厳島」（文化財保護法）、都市計画区域「風致地区」（都市計画法）、鳥獣保護区（鳥獣保護および狩猟の適正化に関する法律）の指定を受けるなど、様々な法令等により現状において保全が図られているため、今回の構想の策定にあたって特定自然観光資源の指定は行いません。

4.2 その他の自然観光資源の保護及び育成の措置

4.2.1 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に書かれたルールが守られるよう、普及啓発や必要な取組を進めることで、自然観光資源の保護や育成に努めます。

また、モニタリング（エコツアー実施者や参加者が実施する簡易モニタリング及び専門家が行う定期モニタリング）を実施し、自然観光資源や生物多様性に関する状況を専門家が評価します。さらに、この結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要であれば、専門家からの意見を踏まえて協議会において対応を協議し、エコツアー実施者等の協力も得て実施に向け調整します。

4.2.2 自然観光資源に関する主な法令及び計画など

自然観光資源の保全などに関係する主な法令や計画は次のとおりです。制限される内容については概要を示しています。また、同じ法律による規制であっても該当法律に基づく地域区分等の違いなどによって規制の程度が異なる場合がありますので、正確な内容については各担当部局に確認が必要です。

① 指定分類及び対象地域等のある関係法令

名称	指定分類	対象地域・物等	制限される内容
自然公園法	瀬戸内海国立公園	宮島全島及び周辺海域	工作物の新改増築、木竹の伐採、動植物の捕獲・採取等、鉱物や土石の採取など
文化財保護法	特別史跡および特別名勝「厳島」	宮島全島	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為など
砂防法	砂防指定地	8河川地域	砂防工事の施工又は砂防設備の管理に係る行為
森林法	保安林（風致保安林）	宮島国有林 71～93林班 風致保安林 2,379.1205ha （保安林台帳より）	立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉もしくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開拓、その他土地の形質変更など
国有林野の管理経営に関する法律	宮島国有林	宮島国有林 71～93林班 2,394.45ha	国有林野の地域管理経営計画に定められていない事項、国有林の貸付け、売払い

海岸法	海岸保全区域	宮島沿岸	海岸保全施設に関する工事の施工又は海岸保全施設の管理に係る行為
都市計画法	風致地区「宮島」	宮島全島	風致の維持に影響する一定の行為
都市公園法	都市公園（風致公園）「宮島公園」	宮島の一部	都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	宮島全島	鳥獣の捕獲など
	特別保護地区	203ha	
広島県野生生物の種の保護に関する条例	特定野生生物種	宮島全島	野生生物の種の保護や絶滅の防止又は保存に影響する行為

② その他関係法令

名称	制限される内容
道路交通法	営業車両にかかる行為
道路運送法	旅客運送にかかる行為
旅行業法	宿泊、運送等ツアー全般の手配に係る行為
旅館業法	宿泊営業にかかる行為
海上運送法	船舶運送にかかる行為

③ 関連する計画や制度等

次のような市の計画はエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

計画等名称	概要
廿日市市観光振興基本計画 （2015（平成27）年1月） 計画期間 2015（平成27）年4月 ～2025年3月	《基本方針》 1 宮島は観光の質向上を目指し、その風土や文化を理解する、観光の担い手の定住と人材育成を進めその取組を通じて宮島のブランド力を高めることにより“一流の国際観光拠点”を目指す。 2 本土側の各地域においては、地域固有の交流資源を磨くとともに、その場所でしか食べられない“食”、その土地でしか買えない“商品”の充実等により“地域色豊かな交流地域”の形成を目指す。 3 “一流の国際観光拠点”を目指す宮島と“地域色豊かな交流地域”を目指す市内各地域をつなぎ、集客と経済効果を高める。

5. 協議会の参加主体（2019（平成 31）年 1 月現在）

5.1 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

【会員】

所属・役職等	役割分担
【協議会会長】 （一社）瀬戸内海エコツーリズム協議会理事長 【協議会副会長】 （一社）宮島観光協会会長 （特非）自然環境ネットワーク SAREN 理事長 宮島コンシェルジュ代表 宮島水族館館長 宮島地区パークボランティアの会会長 宮島町総代会会長 みやじま紅葉の賀代表 ㈱O k e i k o j a p a n 代表 宮島公認ガイド連絡会代表 広島大学大学院理学研究科宮島自然植物実験所所長 宮島漁業協同組合組合長 宮島町商工会会長	特定事業者等 ・ 特定事業者 ・ 地域住民 ・ 特定非営利活動法人等 ・ 自然観光資源又は観光に関し 専門的知識を有する者 ・ 土地の所有者等
林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署長	
広島県商工労働局観光課政策監	
広島県環境県民局環境保全課長	
広島県環境県民局自然環境課長	
廿日市市環境産業部長	
廿日市市環境産業部環境担当部長	
	関係行政機関
	関係地方公共団体

【オブザーバー】

環境省中国四国地方環境事務所広島事務所自然保護官

【事務局】

廿日市市環境産業部観光課
廿日市市環境産業部環境政策課
（一社）瀬戸内海エコツーリズム協議会

◎協議会の活動方針

廿日市市観光振興基本計画に掲げる「宮島は観光の質向上を目指し、その風土や文化を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進め、その取り組みを通じて宮島ブランド力を高めることにより“一流の国際観光拠点”を目指す」という基本方針のもと、自然の恵みを活かしたアクティビティやリラックスといった要素を充実させます。

◎それぞれの部会の役割

本協議会は、役割を以下の2部会に設定し、取り組みます。

- ・観光振興部会:美しい宮島の自然の恵みを活かし、持続的に発展させる役割

美しい宮島の自然を通して、本土側を含めた地域住民と訪れる人との交流の場を提供する役割

- ・自然環境部会:世界遺産を擁する宮島の自然を理解し、守り、未来へ継承する役割

6. その他エコツアーの推進に必要な事項

6.1 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、自然をはじめとする環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育です。環境教育には様々な手法がありますが、エコツアーでは特に自然とのふれあいを通じ、自然や様々な生命への理解を深めるとともに、それらの保全に対する配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待されます。

6.1.1 地域住民に対する普及啓発の方法

外部から来る参加者だけでなく、地域住民にこそ知ってもらいたい環境問題も少なくありません。これらの地域住民を対象としたエコツアーの実施に努めるとともに、外部からの参加者向けのエコツアーにおいて、地域住民がボランティアとして参画したり、地域住民と接する機会を企画するなど、地域住民への普及啓発に努めます。

6.1.2 環境教育の推進

人間の行為が、地球規模で気象や環境に影響を与えるようになった現在、私たちが持続的に社会活動を続けていくためにも環境教育は欠かすことができません。

エコツアーは、一般の旅行者の楽しみの一つという要素も強く、エコツアーへ参加するかしないかは、基本的に参加者の判断によりますが、私たちが持続的な社会を達成するために必要な環境に関する知識や経験は、学校教育活動や社会教育活動など様々な機会において「環境教育」として、習得していく必要があります。

本地域では、このような持続的な社会の達成に貢献するために、干潟観察や登山など宮島におけるエコツアーを通じて動植物や自然への畏怖畏敬の念を感じてもらえる環境教育にも活用するよう取り組んでいきます。

6.1.3 案内（ガイドンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場として活用と普及啓発を図るため、案内（ガイドンス）及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意します。

① エコツアーの実施者、観光関係者、地域住民の意識と理解を深めます。

エコツアー実施者や観光関係者、そして地域住民が、地域の環境問題について正しく理解をしていることが重要です。エコツアー実施者や観光関係者は自主的に環境問題についての理解を深めるとともに、地域住民に対してエコツアーへの参加を促すことを通じて、地域住民の理解が深まるように努めます。また、協議会は、エコツアー実施者、観光関係者、地域住民の環境問題に対する理解が深まるように、自然観光資源の由来や活用に関する講習会の開催に努めます。

② 参加者が無理なく自然を楽しめるエコツアーを実施します。

エコツアーは、参加者にとって数あるレクリエーションの一つであり、「楽しさ」の要素も重要です。エコツアーの実施にあたっては、楽しさの中で普段の生活と自然との関わりを伝えることにより、環境問題についての意識と理解を深められるよう留意します。

③ エコツアーを通じて参加者に考える機会を提供します。

エコツアー実施者は、単に問題点と解決法を参加者に伝えるのではなく、例えば、五感全てで本地域の自然観光資源を体験できる機会を織り交ぜた生物多様性観察エコツアーのように、参加者自らが問題点や課題、その解決方法を考えることを通じて、理解を深めるようプログラムの内容を工夫し、エコツアー参加者に本地域の環境問題や環境教育についての周知を図ります。

④ より環境負荷の低いエコツアーを推進し、参加者の持続的な行動につなげます。

エコツアー実施者は、マイ箸・マイカップ活動などのゴミの減量を図る取組の推奨や、エコツアー参加者の自然観光資源に対する観察方法への配慮などを行う環境負荷の低いエコツアーを実施するとともに、その仕組みと意義を参加者に解説し、参加者の環境への意識の醸成を図ります。そして、参加者がエコツアー終了後に環境に配慮した行動を続けられるよう啓発を行います。

6.2 他の法令や計画等との関係及び整合性

次のような国、県、市の計画などがありますが、いずれもエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

計画等名称	概要
瀬戸内海国立公園（広島県地域） 管理計画書 (1989（平成元）年3月）	地域の特色、国立公園管理の実態及び課題をふまえ、風致・景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図る現地管理の指針
国有林野の管理経営に関する基本計画 (2013（平成25）年12月25日）	1. 公益重視の管理経営の一層の推進 2. 森林・林業再生に向けた貢献 3. 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等
国有林の地域別の森林計画書 (太田川森林計画区) H31.4.1～H41.3.31	太田川森林計画区のうち林野庁所管の国有林について、自然的条件、社会的経済的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにした10年計画
地域管理経営計画 (第5次 太田川森林計画区) H31.4.1～H36.3.31	1. 国土の保全その他の公益的機能の維持増進 2. 林産物の持続的かつ計画的な供給 3. 国有林野の活用による地域産業の振興又は住民福祉の向上への寄与
特別史跡および特別名勝厳島保存管理計画	《基本方針》 1. 特別史跡・特別名勝・天然記念物を構成する諸要素を明確に把握すること。 2. 特別史跡・特別名勝・天然記念物を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を具体化すること。 3. 周辺環境を含めた一体的な保全の方策を講ずること

	4. 確実な保存管理のために、適切な整備活用に関する施策を進めること 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、組織体制及び運営体制の整備を行うこと
瀬戸内海の環境の保全に関する 広島県計画 (2016 (平成 28) 年 10 月) 計画期間 2016 (平成 28) 年度 ～2025 年度	《基本理念》 国基本計画等これまでの国の動向を踏まえ「美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現」とし、多様な主体により「里海づくりが継続されている」ことを目指します。 これを実現するための基本的な施策は、国基本計画に示された 4 つの目標（1. 沿岸域の環境の保全、再生及び創造、2. 水質の保全及び管理、3. 自然景観及び文化的景観の保全、4. 水産資源の持続的な利用の確保）と、それらを推進する基盤の整備を加えた 5 分野とします。
広島県ミヤジマトンボ保護管理 計画	大群の保護管理（採集規制、保護増殖）、生息地環境の保全・整備、保護区のあり方、生息地の開発規制と普及・啓発に係る今後の方向性が取りまとめられている。
広島県沿岸海岸保全基本計画 (2014 (平成 26) 年 9 月)	《基本理念》 自然にやさしく、暮らしを守る、みんなが楽しいひろしまの海辺づくり 1. 安全で安心できる地域社会の形成 2. 次世代への良好な海岸環境の継承 恵み豊かな海岸の利活用
廿日市市環境基本計画 (2009 (平成 21) 年 3 月) 目標期間 2009 (平成 21) 年 9 月 ～2019 年 (平成 31) 年 3 月	《基本理念》 海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち 《環境像》 1. 美しく豊かな自然を愛し、自然と共生した潤いのあるまち 2. 資源とエネルギーを大切にし、健康で安心して暮らせるまち 3. ふるさとに愛着と誇りをもち、快適で魅力に満ちた住みよいまち 4. 地球に暮らす一員としての自覚をもち、持続可能な循環型のまち 5. 人と自然を思いやる心を育み、環境を守るために自ら行動するまち

6.3 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和

農林水産業や土地所有者等との連携・調和に関するルールを遵守します。

6.4 地域の生活や習わしに対する配慮

エコツアー実施者及び参加者は、エコツアーが本地域や周辺地域の住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないように配慮するとともに、地域の振興に寄与するよう努めます。

(1) 地元産品の活用

エコツアー実施者は、エコツアーで使用する商品や飲食物などは、地元資本の事業者が製造したものなどを積極的に利用し、商品の特徴や良さを参加者に説明することで、参加者も納得して購入することができ、地域の経済的な振興にもつながります。

(2) 滞在日数増加のための取組

観光関係者及び環境保全関係者は、宮島への観光客の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、可能な限り地域内で実施されるエコツアーの情報を提供します。

(3) 地域回遊、リピーター育成のための取組

エコツアー実施者は、エコツアー参加者に対して本地域における他の観光資源やエコツアーの魅力、季節毎の魅力を積極的に紹介することで、参加者が本地域内を回遊したり再訪するよう働きかけます。

6.5 安全管理

エコツアーの実施に際し、参加者や実施者の安全は最も重要なことであり、万全の準備と最大限の注意を図る必要があります。実施者は、万が一の事故等に備え、冷静に対応できるよう平時から準備を進めます。

6.6 全体構想の公表

本構想の策定、変更、または廃止を行ったときは、市や協議会のホームページなどで周知します。また、必要に応じてリーフレット等を作成・配布し、広く周知する方法も検討します。

6.7 全体構想の見直し

エコツーリズムの推進に伴い、今後も様々な課題が発生することが予想されますので、協議会は、毎年エコツーリズムを推進する上での課題を整理し、必要に応じて、随時構想の見直しを行います。